

内閣参質二一九第五三号

令和七年十二月五日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員伊勢崎賢治君提出日米地位協定第二条第一項（a）が規定する施設・区域の外における在日米軍の活動及び施設設営に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員伊勢崎賢治君提出日米地位協定第二条第一項（a）が規定する施設・区域の外における在

日米軍の活動及び施設設営に関する質問に対する答弁書

一の1について

政府としては、米側に対し、累次にわたって情報提供を求めていたものであるが、お尋ねの「それぞれいつ、どのような手段（文書・口頭）」といった米側とのやり取りの詳細について明らかにすることは、米側との関係もあり、差し控えたい。

一の2について

お尋ねの「石垣市における漁港内での係留・プレハブ設置申請の許可過程」については、石垣市内部の手続に関する事柄であり、政府としてお答えする立場にない。

二について

お尋ねの趣旨及び「その他協議機関」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、「訓練・施設使用」の態様は様々であることから、「日米合同委員会」において御指摘の「合意手続」としてお尋ねの「各項目」を「書面合意」はしていない。

三について

お尋ねの趣旨、「同協定適用外区域」の意味するところ及び「その他協議機関」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、「一時的に施設（プレハブ等）を設置」の態様は様々であることから、「日米合同委員会」において御指摘の「合意要件」としてお尋ねの「各項目」を「書面合意」はしていない。